

船舶事故調査報告書

平成26年3月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年6月23日（日） 11時58分ごろ
発生場所	北海道小樽市小樽港 小樽港島堤灯台から真方位257° 440m付近 （概位 北緯43° 11.8′ 東経141° 01.2′）
事故調査の経過	平成25年6月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 旅客船 かいよう、18トン 235-20964 北海道、小樽市 11.95m (Lr) × 3.78m × 1.38m、FRP ディーゼル機関、110.33kW、昭和63年7月 B プレジャーモーターボート アミュン2、13トン 200-22601 北海道、個人所有 11.90m (Lr) × 3.97m × 2.14m、FRP ディーゼル機関2基、419.24kW（合計）、平成4年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年7月21日 免許証交付日 平成21年7月8日 （平成26年7月20日まで有効） B 船長B 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年9月18日 免許証交付日 平成25年2月25日 （平成30年9月17日まで有効）
死傷者等	A なし B なし
損傷	A 右舷船首部外板の曲損、凹損及び亀裂 甲板上旅客用構造物の一部倒壊 B 船首部外板の曲損、凹損、亀裂等
事故の経過	A 船は、船長Aほか1人が乗り組み、旅客6人を乗せ、小樽港内を

	<p>遊覧中、船首方の小樽港第3号ふ頭から大型客船が航行してきたので、大型客船の進路を妨害しないように航路の西方200m付近で船首を北西方に向け、機関を中立にして漂泊した。</p> <p>船長Aは、船体後部の操舵室の天窓を開け、踏み台の上に立ち、上半身を屋形船の屋根の上に出して操船及び見張りをを行い、右舷方の防波堤外から航行してくるプレジャーボート及び後続するB船を視認したが、プレジャーボートが防波堤を通過して左転を行い、南方の小樽港マリーナ方面に向けて航行し、B船が直進してA船の船首方を通過する態勢であったので、大型客船が通過した後、再び航行を開始しようと思い、その場で漂泊していた。</p> <p>船長Aは、A船の船首方を通過すると思っていたB船が、その後、A船の右舷船首至近に迫って来たので、機関を後進にかけたが、後進がかかる前、平成25年6月23日11時58分ごろA船の右舷前部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、小樽港北方14海里付近の釣り場から、定係地である小樽港マリーナに向かった。</p> <p>船長Bは、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛けて操船を行い、小樽港港口の防波堤を通過した後、左舷側の窓が海水の塩で汚れて前方が見にくかったので、左舷側の窓をウィンドウオッシャー及びワイパーを作動させて汚れを取ると同時に機関を減速し、約5ノットの対地速力で手動操舵により、航行した。</p> <p>船長Bは、港口から南方にある小樽港マリーナに向かうつもりであったが、右舷方の小樽港第3号ふ頭から航行してくる大型客船が見えたので、大型客船の進路を避けた後に接近して見物しようと思い、進路を少し左に変えて南西進中、右舷前方の大型客船に注意を向けていたところ、B船がA船と衝突した。</p> <p>同乗者は、携帯電話で海上保安庁へ事故の発生を通報した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、平成25年の運航を4月27日から開始し、土、日及び祝日において、一日に3便の港内遊覧を約40分間で行っていた。</p> <p>船長Aは、漁船の船長の経験を有しており、平成25年4月からA船の船長として乗船し、計54便の運航に従事していた。</p> <p>船長Bは、港口に入る前に港内を見たが、A船に気付かず、また、ウィンドウオッシャー及びワイパーを作動した際に左前方を見たが、A船に気付かなかった。</p> <p>船長Bは、GPSプロッター及びレーダーを作動させていたが、本事故当時、見張りを目視で行っていた。</p> <p>船長B及び同乗者は、共に救命胴衣を着用していた。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、小樽港において、大型客船の進路を避けて漂泊中、船長Aが、A船の船首方を通過する態勢であると思っていたB船が左転して接近し、右舷船首至近に迫ったB船に気付いたことから、避航することができず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、小樽港において、大型客船を見物しようとして南西進中、船長Bが、大型客船に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、小樽港において、A船が漂泊中、B船が南西進中、船長Aが右舷船首至近に迫ったB船に気付き、また、船長Bが見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、一方向のみに注意を向けることなく、全周の見張りを行うこと。